○東北地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
陸前高田市気仙町字木場一一二番二から同市気仙町字中堰二九四番まで	前	二四・八九～六四・八五メートル	〇・五四五キロメートル
	後	二四・八九～一四四・〇一メートル	〇・五四五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　陸前高田市気仙町字木場一一二番二から同市気仙町字中堰二九四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月十四日

○関東地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十六号　八王子市中野山王二丁目五六七番六から同市中野山王二丁目六七三番四まで　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月十四日

○関東地方整備局告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　十六号　八王子市中野山王二丁目五六七番六から同市中野山王二丁目六七三番四まで　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年一月十四日

○四国地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月十二日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　中村都市計画道路事業三・五・二十号右山角崎線

三　事業施行期間　自平成三十年一月十二日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　高知県四万十市右山字明治、字大谷並びに角崎字後田、字小路口及び字西屋敷地内

使用の部分　高知県四万十市右山字明治、字大谷並びに角崎字後田、字小路口及び字西屋敷地内

○四国地方整備局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月十二日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年四国地方整備局告示第三十八号高知広域都市計画道路事業三・四・三十二号朝倉駅針木線

三　事業施行期間　自平成二十一年三月二十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月十二日　九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　筑豊広域都市計画道路事業三・四・三十三―六号新飯塚潤野線、七・七・三十三―二号新飯塚潤野線側道一号線、七・七・三十三―三号新飯塚潤野線側道二号線及び三・四・三十三―八号目尾忠隈線

三　事業施行期間　自平成三十年一月十二日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福岡県飯塚市飯塚及び本町地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十二号及び二百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
留萌市塩見町一六四番七から同市塩見町八七一番一まで	前	二四・八四～四一・三八メートル	〇・二三八キロメートル
	後	二四・八四～三四・五九メートル	〇・二三八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部